

社会科学研究所 公開研究会等の記録

<2025年度>

公開研究会	
日時	2026年3月24日(火) 14:00~17:30
開催形式	中央大学多摩キャンパス2号館4階研究所会議室2対面形式
テーマ	①婚姻・カップル制度の日仏ジェンダー比較—2025年東京高裁合憲判決を受けて ②中国のキリスト教とジェンダー —農村女性のエンパワーメントの視点から—
報告者	①北原 零未 氏(社会福祉法人名北福祉会 生活介護支援員) ②石川 照子 氏(大妻女子大学比較文化学部教授)
概要	<p>第一報告の北原氏は、2025年11月の東京高裁第二次訴訟の「同性婚を認めない現行法は「合憲」とした判決と判決理由(婚姻制度の目的はあくまで「次世代の形成・子孫の繁栄」)を時代に逆行するものであると指摘する。ついで世界のパートナーシップ法と2025年現在、36か国で法制化されている同性婚法の現状を概観し、日本のパートナーシップ制度に関しては、2021年導入の明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(戸籍の性別やSOGIEを問わない)に注目する。</p> <p>本報告の中心は、フランスで2013年に成立した同性婚をめぐる問題であり、ローマ教皇の否定的反応や同性婚法成立反対デモの状況・ポイントが説明された。報告者はフランスのPaCS(市民連帯契約)研究を長年続けているが、PaCS成立時以上の反対・排斥運動が同性婚法成立時に起こった点に注目し、保守層に伝統的価値観の再構築の口実を与えたとの見方を披歴する。フランスの同性婚は、10年間で7万組が婚姻し、2023年現在74%が支持しているという「今」を確認し、さらに氏は、成人した性別を問わない2人間の契約であるPaCSは、子どもに対する効力・義務・権利・保証はなく、不十分な制度であるとの評価を下し、今や異性カップルが圧倒的多数を占め、「お手軽な結婚」化が進んでいる現状についても指摘する。最後に日本のパートナーシップ制度の今後を展望して報告を終えた。本報告は、2025年東京高裁合憲判決に触発された報告者が、今後、日仏の婚姻・カップル制度研究をどのように進めてゆくのか、現在地点を確認しつつ展望する意義ある報告となった。</p> <p>第二報告の石川氏は、「中国のキリスト教とジェンダー」を中心に中国近現代史を研究されている専門家である。本報告は、中国におけるキリスト教とジェンダーに関して、農村女性を事例として取り上げ、女性のエンパワーメントの実態とその行方について検討するものであった。</p> <p>まずⅠ「近代以降のキリスト教と女性・ジェンダー」では、キリスト教の中国伝来からの歴史が紹介され、特に女性信徒たちの啓蒙に努めた徐カンディダの活動や村々に福音伝道したバイブル・ウーマンの活動、あるいは著名な宋家の三姉妹について説明された。次にⅡ「中華人民共和国建国後のキリスト教」では、共産党の宗教政策の展開とキリスト教界の再編・統合が、時期によってどのように変化してきたのかが語られた。</p> <p>さらに、本報告の中心となるⅢ「農村女性とキリスト教」では、まず中華民国期については、雑誌『女星』が農村女性や都市の家庭婦人を主な対象として刊行され、女性たちが文字を知り新しい知識を得る喜びを獲得したことが説明された。次いで中華人民共和国期(現代)については、徐亦猛の研究(中国浙江省奉化市でフィールドワークを実施)を紹介し、高齢、非識字者で病気を患っている女性信徒の特徴と彼女たちがどのようなキリスト教生活を構築しているのかが語られた。石川氏はこうした農村女性信徒にとってのキリスト教は、帰属感・精神的充足・安定の獲得、人間としての成長を実現するものであり、女性たちのエンパワーメントを促すものと評価する。</p> <p>習近平政権下の中国のこれからについては、多様性の抑圧の懸念や国外(日本人)研究者のフィールドワークが困難になるなど課題も多いが、科研費等による共同研究を継続してゆく決意が語られ、報告が締めくくられた。</p> <p>それぞれの報告後に参加者と報告者間で活発に質疑応答を行い、充実した時間を共有することができた。</p>
主催	「ジェンダーの未来」チーム(幹事:鳴子 博子)

公開研究会	
日時	2026年3月14日(土) 14:00~17:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス2階2E04教室及びオンライン会議システム(Zoom)のハイブリッド形式
テーマ	韓国の20代・30代女性の政治的主体化(そして「イデナム」現象)—戒厳令と弾劾デモを通して
報告者	韓 敬愛 氏(埼玉大学多文化共修センター准教授) 司会・討論者:中村 勝己 客員研究員(中央大学法学部兼任講師)
概要	<p>2014年12月3日に韓国で起きた尹 錫悦(ユンソンニョル)大統領による非常戒厳令の布告は、ほとんどの韓国市民にとり寝耳に水の出来事だった。野党議員と与党の一部議員が急遽国会に参集し、国会前に集まった市民やメディア関係者も抵抗の動きを見せ、翌日には国会で戒厳令を解除した。その後は尹大統領を弾劾する国会前の抗議集会が大規模に開催された。その中で20代から30代の女性たちの参加が目立った。その抗議のスタイルにも、まるでアイドルを応援する「推し」活動のようなペンライトや防寒グッズ等の持参、会場への温かい飲み物の出前など新しい要素が見られた。対照的に若い男性の参加が少なくそこには近年韓国メディアで話題になる20代男性(イデナム=이대남)の政治的・社会的志向が反映されているのではないかと考えられる。イデナム(이대남)とは女性の権利の承認と地位の向上に対する反発を示す若い男性を指すことが多く、そこには侮蔑的なニュアンスが含まれている。「今は男性よりも女性が優遇されている(男性が逆差別されている)」、「男女格差を是正するために女性も徴兵されるべきだ」といった主張がネット上などで注目されるようになってきている。若い女性たちがアイドル文化を介して抗議活動のような社会的連帯を新たに開拓できているのに対して、若い男性たちは新たな連帯を構築できておらず、むしろ孤立化を深めているように見える。他方で若い女性の権利主張も韓国社会の新自由主義化を反映して立身出世や蓄財(投資)の奨励、性愛や結婚・出産への忌避感を広げている面がある。その中から移民労働者への排外主義やLGBTへの蔑視を主張するフェミニストも出てきている現状がある。本来フェミニズムとは新自由主義的な社会の生き辛さを批判し、のりこえるための思想であったはずだ。韓国の女性運動は労働運動を通じた貧困の克服、女性への性暴力への批判と抵抗などの原点を持つ。今一度、韓国フェミニズムの原点を振り返るべきではないか。</p> <p>討論 司会者は韓国社会と政治についてはまったくの素人なので、提出されたパワーポイント資料に即して基礎的な質問を出し、それに韓先生から逐一お答えいただく形になったが、結果的にそれが良かったのかもしれない。オンラインで参加された方々からも活発な質問とコメントが出て、有意義な公開研究会となった。(文責: 中村 勝己)</p>
主催	「ジェンダーの未来」チーム(幹事:鳴子 博子)
公開研究会	
日時	2026年3月7日(土) 14:00~17:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス3階3C13教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	① 第三国における中核犯罪の処罰と出入国管理法制 ② 国際法による少数者言語の保護: 現状の批判的評価
報告者	① 尾崎 久仁子 研究員(中央大学法学部特任教授) ② 西海 真樹 研究員(中央大学法学部教授)
概要	<p>(尾崎)難民条約1条F項(a)の平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪を行った者についての除外規定は、中核犯罪の処罰に関する初期の国際法を反映したものであるが、この条項は、特に1990年代以降、第三国において普遍管轄権に基づいてこれらの犯罪の処罰が行われるようになって、新たな脚光を浴びている。本報告では、中核犯罪を行った者の入国及び難民認定申請と訴追の関係について、各国の事例を参照しつつ、その問題点を整理した。報告終了後、参加者との間で活発な質疑応答が行われた。</p> <p>(西海)現代国際法は少数者の言葉を「個人的人権法」「少数者保護法」「文化保護法」という3つの国際法カテゴリーにより保護している。それらは一定の積極的役割を果たしているが、他方でそれらには、言葉をアイデンティティとして捉える発想の欠如、公用語偏重による少数者の言葉の周辺化、移民の言葉の保護対象からの排除、といった批判がなされている。本報告ではこれらの批判を紹介し、それらをどう受け止めるべきかについて「言葉の正義」という観点から考察した。報告終了後、参加者との間で活発な質疑応答が行われた。</p>
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析: 学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)

公開研究会	
日時	2026年2月20日(金) 15:00~17:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス6階6C11教室対面形式
テーマ	モノトーク・ワークショップ—モノを通じて人を知る、人を通じてモノを知る—
報告者	横山 佐紀 研究員(中央大学文学部教授)
概要	<p>【企画要旨】 「モノトーク」は、私的なモノ(大切なモノ)にまつわる他者の物語に耳を傾け、多様な他者の生にふれることを目的とするワークショップで、企画者(横山)のミュージアム研究の一環として始まった。2022年1月からは、新宿区立大久保図書館と企画者(横山)共催の多文化交流プログラム「モノトーク・インターナショナル・オオクボ」として、同図書館で毎年実施している。多文化地域である新宿区大久保にある大久保図書館は多文化図書館として知られ、現在、36言語による資料約2800冊を所蔵しているほか、日本の人と海外ルーツの人が交流するさまざまなプログラムを行っている。モノトークはそのひとつである。</p> <p>【進め方】 トーカー(持ち主)が、大切なモノを持ち寄る。まずモノだけが登場する。参加者はそのモノをよく観察し、持ち主がどのような人なのかを想像しながら、参加者どうしで話し合う(5分)。次いでトーカーが登場し、この大切なモノについて語る(5分)。最後にトーカーと参加者で質疑応答を行う(5分)。トーカーとして5名がそれぞれのモノを持参。それについて参加者との間で活発な論議が展開された。人をマスとしてみるのではなく、個々人の経験、人生、思いを尊重することの重要さが、本企画を通じて参加者全員が実感することができて、大変有意義だった。</p>
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析:学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)
公開研究会	
日時	2026年2月19日(木) 15:00~18:00
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス6階6C11教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	①EUの文化政策 ②政治と音楽の関係性をめぐる考察—エストニアの歌の祭典を例に
報告者	①兼頭 ゆみ子 客員研究員(中央大学法学部兼任講師) ②大中 真 氏(桜美林大学リベラル・アーツ学群教授)
概要	<p>①EU(欧州連合)は主に地域的経済統合機関として認識されているが、いまや経済活動に収まらない様々な政策分野に対する権限を有している。EUでは、1970年代から文化関連の行動が散発的にみられたが、マーストリヒト条約(1991年採択)において初めて文化をEUの政策分野と正面から認める法的根拠が確立した。もともと、現在でも文化政策の主要な権限主体は各EU加盟国であり、EUの文化に対する法的権限は経済活動等のEU主要分野に比べて相対的に弱く、EUレベルの文化的措置や活動は限定的である。本報告では、EUにおける文化政策の変遷、伝統的に(EUを包摂する)欧州レベルの文化法政策を担ってきた欧州評議会(Council of Europe)との関係、そして文化を国際関係の中核に据えるEUの近年の戦略を概観する。これを通じて、EUの文化関連行動の政策的側面の把握を試みた。</p> <p>②政治と音楽の関係性について、近年考察が進んでいる。半澤朝彦編『政治と音楽—国際関係を動かす“ソフトパワー”』(晃洋書房、2022年)が最近の研究だが、報告者はこの中で、バルト諸国の一つエストニアの民族合唱祭「歌の祭典」を取り上げ、音楽(この場合は合唱)の持つ力が1980年代末に共産党独裁権力を倒し、民主化と自由化、さらに国家の独立回復を導いた事例を検討した。近代以降、西洋諸国でいわゆる国民国家が成立するのに伴い、国民を創出する装置の一つとして国歌(national anthem)が誕生し、本来は見知らぬ個人同士を国家権力が束ね一体化させる機能を持つことになった。他方で、国家権力に対抗するために民衆が集合し抗議する中で、革命歌というジャンルも誕生し、時に政権には大きな脅威となった。本来は革命歌であった「ラ・マルセイエーズ」が、革命の成功後は正式にフランス国歌となり現在に至っていることは、象徴的である。本報告では、エストニアの「歌の祭典」を具体的に取り上げ、参加者との間でさらに広い射程の議論ができた。</p>
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析:学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)

公開研究会	
日時	2025年11月29日(土) 14:00~17:15
開催形式	中央大学茗荷谷キャンパス2階2E08教室及びオンライン会議システム(Webex)のハイブリッド形式
テーマ	①『労働環境の不協和音を生きる』の刊行にあたって ②労働災害から身体を守る—女性港湾労働者による労災防止の営み ③グローバル東京をクエアする—音楽実践をつうじた多文化共生と共創
報告者	①堀川祐里 客員研究員(和光大学経済経営学部経済学科准教授) ②鈴木 力 氏(東海国立大学機構 岐阜大学地域科学部地域政策学科地域政策講座助教) ③大島 岳 氏(明治大学情報コミュニケーション学部助教) 姜伊寧 氏(明治大学情報コミュニケーション学部4年)
概要	<p>本研究会では『労働環境の不協和音を生きる—労働と生活のジェンダー分析—』(2024年12月、晃洋書房刊)の執筆者9人の内、4人が登壇し3つの報告を行った。</p> <p>第一報告は、本書の編著者で「ジェンダーの未来」チームメンバーでもある堀川氏が、本書全体の概要を説明した。本書では若手研究者が結集して、日本社会に「労働環境の不協和音」が響き渡ったコロナ禍を経て、<生きるために働く>こと(言い換えれば、労働と生活)をジェンダー視点から分析していること、特にこれから「不協和音」のなかで生きていく若者に向けてメッセージを発していることが強調された。堀川氏自身は「労働力の再生産から考える生理休暇の意義」を論じる第二章をはじめとして執筆しているが、各執筆者の担当する各章のテーマを紹介し、それぞれの章は独立しつつも「労働と生活のジェンダー分析」が通底されている点を指摘した。</p> <p>第二報告の鈴木氏は、終戦後から1970年代までの関門港(北九州と下関の間の港湾)の女性港湾荷役労働者の労働・生活・労災を分析した第三章について発表した。関門港では女性就労者が男性同様の重筋労働、危険労働に、熟練した日雇労働者として大量に従事していたが、その過酷な就労中に発生した労働災害をめぐって、彼女たちの「労働者意識」を分析視角として重視しつつ、関門港の女性日雇労働市場の構造、港湾労働災害の実態、外部機関・行政の機能不全、労働者自身による労災対策や「ケガ隠し」、「熟練」の捉え方、協業労働と仲間意識の順に分析した内容が示され、彼女たちの労災が告発され、社会が改善されることのなかったことが語られた。</p> <p>第三報告は第八章「グローバル東京をクエアする」を共同執筆した大島氏と姜氏が登壇し、<生きるために働く>場としての「新宿二丁目」が歴史的にどのように誕生したのかを語った。そして新宿二丁目にDJとして働く、外国籍の両親を持つAさんの生活史と姜氏自身のオートエスノグラフィーを通して、多様な人が自分らしく生きるために働くことを支える「生きられる都市」はいかにして可能かという問いを提起した。さらに、台湾やタイの事例を紹介しつつ、グローバルに「生きられる都市」の問いが開かれ、文化の創生が進むことの重要性や「マイノリティのなかのマイノリティ」の視点の重要性が語られた。</p> <p>3つの報告後、『家政夫のナギサさん』をめぐって論考した第一章の執筆者である五十嵐舞氏も加わり、フロアとの活発な質疑応答が1時間行われた。多くの鋭い質問が出され、会場は大いに盛り上がった。参加者それぞれが問題を自分事として捉えていることが感じられ、盛会であった。</p>
主催	「ジェンダーの未来」チーム(幹事:鳴子 博子)
公開研究会	
日時	2025年11月13日(木) 17:00~19:00
開催形式	オンライン会議システム(Webex)
テーマ	UNESCO「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」からMONDIACULT 2025へ—文化的権利と文化の「公共性」の再構築—
報告者	坪井 ひろ子 氏(UNESCO文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約エキスパートファシリティ・メンバー/コンサルタント)
概要	<p>今年2025年は、UNESCO「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約(2005年条約、通称文化的表現多様性条約)」の採択から20周年を迎える節目であり、9月から10月にかけてスペイン・バルセロナにてMONDIACULT(文化政策と持続可能な開発に関する世界会議)2025が開催された。本報告は、この二つの出来事を通して、文化的権利および文化の「公共性」を巡る国際的潮流と政策的再構築の方向を考察するものだった。</p> <p>まず、同条約の20年の歩みと第10回締約国会議(2025年6月)を含む定期会合等における主要論点が整理・紹介された。</p> <p>次いで、連動する「芸術家の地位に関する勧告(1980年勧告)」との関係性を踏まえつつ、デジタル環境とAI、優遇(特恵待遇)措置、ジェンダー平等、フェア・カルチャー(公平・公正な文化)、市民社会の参加などから見た同条約の現状および課題が論じられた。</p> <p>最後に、MONDIACULT 2025にて再確認された「文化は人権であり公共善(財)である」という理念を手がかりに、グローバル・ガバナンスおよび日本の文脈のなかで、文化を平和・包摂・持続可能な社会の基盤として位置づける可能性を展望した。</p> <p>報告後、報告者と参加者との間で活発な質疑応答がなされた。</p>
主催	「文化現象の政治的、歴史的、法的分析:学際的挑戦」チーム(幹事:西海 真樹)